

「有馬節分会」フィジカル e スポーツ FPS : B2i 規則

1. 使用可能な銃

- a) 銃砲刀剣類所持取締法（銃刀法）に基づく玩具銃と認められるもの

2. 使用を禁止するもの

- a) BB 弾の持ち込み
- b) 上記に該当しないエアソフトガン、および一般的なエアソフトガンの範囲を逸脱すると判断されるもの
- c) 実銃と判断できるもの（例：狩猟用エアガン、火薬で発射できる機構を持つ銃）
- d) 可変出力機構が使用でき過度のパワーを発生することができるもの（例：可変レギュレータが使用できるため、外部パワーソースを使用する銃全般）
- e) その他ふさわしくないものとして現場の運営スタッフが判断したもの
- f) 銃砲刀剣類所持取締法（銃刀法）に基づき明らかな違法行為が発覚したときは、運営スタッフの判断により当該銃所持者に退場を宣告することができる。また運営スタッフはその違法行為について法的措置を講じるよう努める
- g) 未成年が使用するエアソフトガンがメーカーの設定した年齢に満たない場合（デチューン銃はデチューン前の年齢制限を適用する）
- h) ウェブサイト等で設定年齢が確認できないエアソフトガン

3. 免責事項および安全対策

- a) 本イベントに係る事象について、いかなる場合も主催者は一切の責を負わない。また参加者はこれを了承しているものとする
- b) 参加者は下記の安全対策を実施し、事故・負傷などを未然に防いでいるものとする
 - A) 敷地内に設置されている植物や物品を障害物として利用して行われる運動イベントの為、転倒や衝突によりおきる負傷や損害については参加者の責任とする
 - B) 指定されたエリア外でのプレイは行わないこと
 - C) 危険と判断されるような行為はしないこと
 - D) 上記に違反する者を発見した参加者は速やかに当事者を制止し運営スタッフに報告すること
- c) 明らかに危険と判断される行為〔刀剣類の使用・火気等の持ち込み、違反銃器等の使用など〕で故意または過失により事件・事故を起こした参加者が発覚した場合は運営スタッフの判断で即時にゲームを中止し、法的措置を講じることができる
- d) 5.未成年者または法的責任を負わない参加者については、保護者または後見人が本規定を了承していることみなし、その全責任を負うものとする

4. ゲームオーバー判定

- a) ゲーム中、次のいずれかの事項に該当した参加者をゲームオーバーとする。
 - 1. B2i アプリケーションにより HP が 0 と判定された状態
 - 2. B2i アプリケーションと機器の接続不良により長時間ゲームに復帰できないと判断された場合
 - 3. 違反行為等でゲームプレイに支障をきたすと運営が判断し、ゲームオーバー通達がされた場合
 - b) 上のいずれかでゲームオーバーとなった者は以下のような行動を伴い、速やかにフィールドから退場する事
 - 1. 両手で高く上げ戦闘に不参加であることを明確にする（両手で支える必要のある銃を持っている場合は、銃を両手で高く持ち上げる）
 - c) ゲームオーバーとなった者は一切の参加行為（射撃・通信・作戦行為など、生存者の行為あるいはそれに類似する行為）を禁止
 - d) 悪質な死亡判定無視（ゾンビ行為）が発覚したときは、現場の運営スタッフの判断により、注意・警告または追放の措置をとることができる
5. 暴言・暴力・違反行為の禁止する
- a) 参加者はいかなる場合も他の参加者に対する暴言・暴力行為によって不快感を与える事を禁止する
 - b) 赤外線受信機を故意に手や身に着けている物で塞ぐ行為
 - c) 警告および追放
 - d) 運営スタッフは本規定に基づいて警告すべきと判断した者、またはその所属団体に対して、運営スタッフの権限において警告を与えることができる
 - e) 同一開催日に 2 回の警告が与えられた者および団体は運営スタッフの権限で追放の措置をとることができる
 - f) 原則として、過去に追放処分を受けた者および団体には、当方主催のイベントへの参加を禁止する
6. 特記事項
- a) 本規定に記載のない突発的事象、その他予測不可能な事象については現場の運営スタッフの判断に全権が委ねられる。また参加者はそれに従うこととする